

焼津市庁舎案内板広告掲載運用基準

平成25年12月16日制定

(趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市広告付き庁舎案内板設置業務により設置する庁舎案内板（以下「庁舎案内板」という。）への広告掲載に関して、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2 広告は、要綱第3条各号に掲げるもののほか、市税を滞納している者は認めない。また、掲載する広告は、要綱第4条第1項各号のいずれにも該当しないものとする。

(広告の掲載手続)

第3 庁舎案内板の設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、庁舎案内板に広告を掲載するときは、「焼津市庁舎案内板広告掲載申込書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 掲載する広告の原稿又はその内容及びデザインを明らかにする書類
- (2) 広告主の事業概要が分かる書類
- (3) 「焼津市庁舎案内板広告主誓約書」（第2号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告の掲載決定)

第4 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱により設置した焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定し、「焼津市庁舎案内板広告掲載決定通知書」（第3号様式）により設置事業者へ通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第5 広告の掲載期間は、設置事業者が庁舎案内板の設置許可を受けた期間内とする。

(広告掲載内容の変更)

第6 設置事業者は、前条に規定する期間内に広告内容を変更する場合は、運用基準第3の規定に準じて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定により申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、変更の可否を決定し、通知するものとする。

(設置事業者の責務)

第7 設置事業者は、庁舎案内板に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 設置事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等について知的所有権その他権利処理が完了していることを焼津市に保証しなければならない。

3 設置事業者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して焼津市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告の修正)

第8 市長は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反しているとき、若しくはおそれがあるとき、又はこの設置基準に違反すると認めたときは、設置事業者に対して内容等の修正を求めることができる。

(広告の汚損)

第9 市長は、広告の汚損、き損、滅失等について、その責めを負わない。

(補則)

第10 その他広告の掲載等に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附則

この改正は令和4年11月30日から施行する。

第1号様式

焼津市庁舎案内板広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所(所在地) _____
氏名(名称) _____
申込者 電話番号 _____
FAX番号 _____
Eメール _____
担当者氏名 _____

焼津市庁舎案内板広告掲載運用基準第3の規定に基づき、必要書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 使用許可期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 広告主

広告主の名称	代表者氏名	所在地	広告主の業種	広告掲載 予定期間

3 広告内容

添付原稿のとおり

第2号様式

焼津市庁舎案内板広告主誓約書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

広告主 住所(所在地) _____
氏名(名称) _____
電話番号 _____
FAX番号 _____
Eメール _____

焼津市庁舎案内板に広告を表示するに当たり、次のとおり広告主となるための要件を満たしていることを誓約します。

なお、焼津市広告掲載要綱を遵守するとともに、焼津市が私の市税の納付状況について調査を行うことに同意します。

1 業務内容

2 誓約事項

広告は、要綱第3条各号に掲げるものに該当していないほか、市税を滞納していません。
また、掲載する広告は、要綱第4条第1項各号のいずれにも該当していません。

第3号様式

焼津市庁舎案内板広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由

- 2 広告掲載期間

- 3 その他（条件等）